

# 文教委員会資料

## 1 平成30年第2回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第91号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第92号 川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第93号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第94号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第102号 平成30年度川崎市一般会計補正予算
- (6) 報告第2号 平成29年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

資料1 川崎市保育園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料2 川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料3 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

資料4 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

こども未来局

(平成30年5月30日)

## 川崎市保育園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																																								
○川崎市保育園条例 昭和28年5月30日条例第32号 (設置、名称及び位置)	○川崎市保育園条例 昭和28年5月30日条例第32号 (設置、名称及び位置)																																																																								
第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。	第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市大島保育園</td><td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td></tr> <tr><td>川崎市大島乳児保育園</td><td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td></tr> <tr><td>川崎市東小田保育園</td><td>川崎市川崎区小田5丁目14番1号</td></tr> <tr><td>川崎市藤崎保育園</td><td>川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号</td></tr> <tr><td>川崎市古川保育園</td><td>川崎市幸区古川町120番地</td></tr> <tr><td>川崎市北加瀬保育園</td><td>川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号</td></tr> <tr><td>(削除)</td><td></td></tr> <tr><td>川崎市河原町保育園</td><td>川崎市幸区河原町1番地</td></tr> <tr><td>川崎市南加瀬保育園</td><td>川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号</td></tr> <tr><td>川崎市南河原保育園</td><td>川崎市幸区河原町1番地</td></tr> <tr><td>川崎市夢見ヶ崎保育園</td><td>川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号</td></tr> <tr><td>川崎市平間保育園</td><td>川崎市中原区上平間366番地</td></tr> <tr><td>川崎市平間乳児保育園</td><td>川崎市中原区上平間366番地</td></tr> <tr><td>(削除)</td><td></td></tr> <tr><td>川崎市中丸子保育園</td><td>川崎市中原区中丸子1,155番地</td></tr> <tr><td>川崎市中原保育園</td><td>川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号</td></tr> <tr><td>川崎市下小田中保育園</td><td>川崎市中原区下小田中4丁目4番17号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号	川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号	(削除)		川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地	川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号	川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町1番地	川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号	川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地	川崎市平間乳児保育園	川崎市中原区上平間366番地	(削除)		川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地	川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号	川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市大島保育園</td><td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td></tr> <tr><td>川崎市大島乳児保育園</td><td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td></tr> <tr><td>川崎市東小田保育園</td><td>川崎市川崎区小田5丁目14番1号</td></tr> <tr><td>川崎市藤崎保育園</td><td>川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号</td></tr> <tr><td>川崎市古川保育園</td><td>川崎市幸区古川町120番地</td></tr> <tr><td>川崎市北加瀬保育園</td><td>川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号</td></tr> <tr><td>川崎市小倉保育園</td><td>川崎市幸区小倉4丁目6番23号</td></tr> <tr><td>川崎市河原町保育園</td><td>川崎市幸区河原町1番地</td></tr> <tr><td>川崎市南加瀬保育園</td><td>川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号</td></tr> <tr><td>川崎市南河原保育園</td><td>川崎市幸区河原町1番地</td></tr> <tr><td>川崎市夢見ヶ崎保育園</td><td>川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号</td></tr> <tr><td>川崎市平間保育園</td><td>川崎市中原区上平間366番地</td></tr> <tr><td>川崎市平間乳児保育園</td><td>川崎市中原区上平間366番地</td></tr> <tr><td>川崎市南平間保育園</td><td>川崎市中原区上平間1,183番地</td></tr> <tr><td>川崎市中丸子保育園</td><td>川崎市中原区中丸子1,155番地</td></tr> <tr><td>川崎市中原保育園</td><td>川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号</td></tr> <tr><td>川崎市下小田中保育園</td><td>川崎市中原区下小田中4丁目4番17号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号	川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号	川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉4丁目6番23号	川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地	川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号	川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町1番地	川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号	川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地	川崎市平間乳児保育園	川崎市中原区上平間366番地	川崎市南平間保育園	川崎市中原区上平間1,183番地	川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地	川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号	川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号
名称	位置																																																																								
川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																																								
川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																																								
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号																																																																								
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号																																																																								
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																																								
川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号																																																																								
(削除)																																																																									
川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地																																																																								
川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号																																																																								
川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町1番地																																																																								
川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号																																																																								
川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地																																																																								
川崎市平間乳児保育園	川崎市中原区上平間366番地																																																																								
(削除)																																																																									
川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地																																																																								
川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号																																																																								
川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号																																																																								
名称	位置																																																																								
川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																																								
川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																																								
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号																																																																								
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号																																																																								
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																																								
川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号																																																																								
川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉4丁目6番23号																																																																								
川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地																																																																								
川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号																																																																								
川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町1番地																																																																								
川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号																																																																								
川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地																																																																								
川崎市平間乳児保育園	川崎市中原区上平間366番地																																																																								
川崎市南平間保育園	川崎市中原区上平間1,183番地																																																																								
川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地																																																																								
川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号																																																																								
川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号																																																																								

改正後		改正前	
(削除)		川崎市ごうじ保育園	川崎市中原区上小田中6丁目34番36号
川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内1丁目24番7号	川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内1丁目24番7号
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地	川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地
(削除)		川崎市西高津保育園	川崎市高津区溝口5丁目15番4号
川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延5丁目1番10号	川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延5丁目1番10号
川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2	川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2
川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号	川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号
川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号	川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号
(削除)		川崎市南菅生保育園	川崎市宮前区菅生4丁目4番1号
(削除)		川崎市宮前平保育園	川崎市宮前区宮前平2丁目11番地6
川崎市平保育園	川崎市宮前区平2丁目13番1号	川崎市平保育園	川崎市宮前区平2丁目13番1号
川崎市中 <sub>有馬</sub> 保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号	川崎市中 <sub>有馬</sub> 保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号
川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋2丁目14番地1	川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋2丁目14番地1
川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号	川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号
川崎市生田乳児保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号	川崎市生田乳児保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号
川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号	川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号
川崎市土淵保育園	川崎市多摩区生田2丁目14番5号	川崎市土淵保育園	川崎市多摩区生田2丁目14番5号
川崎市上麻生保育園	川崎市麻生区上麻生7丁目2番35号	川崎市上麻生保育園	川崎市麻生区上麻生7丁目2番35号
川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石1丁目14番15号	川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石1丁目14番15号
川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号	川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号
(削除)		川崎市白鳥保育園	川崎市麻生区白鳥1丁目17番2号
川崎市白山保育園	川崎市麻生区白山4丁目2番1号	川崎市白山保育園	川崎市麻生区白山4丁目2番1号

## 川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市こども文化センター条例 昭和35年12月24日条例第33号		○川崎市こども文化センター条例 昭和35年12月24日条例第33号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
川崎市大師こども文化センター	川崎市川崎区大師公園1番4号	川崎市大師こども文化センター	川崎市川崎区大師公園1番4号
川崎市藤崎こども文化センター	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号	川崎市藤崎こども文化センター	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
川崎市日進町こども文化センター	川崎市川崎区堤根34番地15	川崎市日進町こども文化センター	川崎市川崎区堤根34番地15
川崎市田島こども文化センター	川崎市川崎区田島町20番23号	川崎市田島こども文化センター	川崎市川崎区田島町20番23号
川崎市殿町こども文化センター	川崎市川崎区殿町1丁目18番13号	川崎市殿町こども文化センター	川崎市川崎区殿町1丁目18番13号
川崎市渡田こども文化センター	川崎市川崎区渡田1丁目15番5号	川崎市渡田こども文化センター	川崎市川崎区渡田1丁目15番5号
川崎市浅田こども文化センター	川崎市川崎区浅田3丁目7番10号	川崎市浅田こども文化センター	川崎市川崎区浅田3丁目7番10号
川崎市桜本こども文化センター	川崎市川崎区桜本1丁目5番6号	川崎市桜本こども文化センター	川崎市川崎区桜本1丁目5番6号
川崎市小田こども文化センター	川崎市川崎区小田2丁目16番9号	川崎市小田こども文化センター	川崎市川崎区小田2丁目16番9号
川崎市旭町こども文化センター	川崎市川崎区旭町2丁目1番5号	川崎市旭町こども文化センター	川崎市川崎区旭町2丁目1番5号

改正後		改正前	
川崎市南河原こども文化センター	川崎市幸区都町74番地 2	川崎市南河原こども文化センター	川崎市幸区都町74番地 2
川崎市小倉こども文化センター	川崎市幸区小倉 5 丁目17番59号	川崎市小倉こども文化センター	川崎市幸区小倉 5 丁目17番59号
川崎市幸こども文化センター	川崎市幸区戸手本町 1 丁目11番地 5	川崎市幸こども文化センター	川崎市幸区戸手本町 1 丁目11番地 5
川崎市南加瀬こども文化センター	川崎市幸区南加瀬 2 丁目19番 3 号	川崎市南加瀬こども文化センター	川崎市幸区南加瀬 2 丁目19番 3 号
川崎市下平間こども文化センター	川崎市幸区下平間70番地 1	川崎市下平間こども文化センター	川崎市幸区下平間70番地 1
川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬 2 丁目12番12号	川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬 2 丁目12番12号
川崎市小杉こども文化センター	川崎市中原区小杉町 3 丁目600番地	(新設)	
川崎市玉川こども文化センター	川崎市中原区市ノ坪464番地 2	川崎市玉川こども文化センター	川崎市中原区市ノ坪464番地 2
川崎市住吉こども文化センター	川崎市中原区木月祇園町17番 6 号	川崎市住吉こども文化センター	川崎市中原区木月祇園町17番 6 号
川崎市新城こども文化センター	川崎市中原区下新城 1 丁目 2 番 4 号	川崎市新城こども文化センター	川崎市中原区下新城 1 丁目 2 番 4 号
川崎市平間こども文化センター	川崎市中原区上平間1, 323番地	川崎市平間こども文化センター	川崎市中原区上平間1, 323番地
川崎市大戸こども文化センター	川崎市中原区上小田中 2 丁目24番 1 号	川崎市大戸こども文化センター	川崎市中原区上小田中 2 丁目24番 1 号
川崎市新丸子こども文化センター	川崎市中原区新丸子691番地 7	川崎市新丸子こども文化センター	川崎市中原区新丸子691番地 7
川崎市西加瀬こども文化センター	川崎市中原区西加瀬10番 5 号	川崎市西加瀬こども文化センター	川崎市中原区西加瀬10番 5 号

改正後		改正前	
センター		センター	
川崎市井田こども文化センター	川崎市中原区井田杉山町16番38号	川崎市井田こども文化センター	川崎市中原区井田杉山町16番38号
川崎市宮内こども文化センター	川崎市中原区宮内3丁目4番3号	川崎市宮内こども文化センター	川崎市中原区宮内3丁目4番3号
川崎市上作廷こども文化センター	川崎市高津区上作廷1,142番地4	川崎市上作廷こども文化センター	川崎市高津区上作廷1,142番地4
川崎市末長こども文化センター	川崎市高津区末長3丁目25番8号	川崎市末長こども文化センター	川崎市高津区末長3丁目25番8号
川崎市高津こども文化センター	川崎市高津区溝口3丁目10番8号	川崎市高津こども文化センター	川崎市高津区溝口3丁目10番8号
川崎市子母口こども文化センター	川崎市高津区子母口983番地	川崎市子母口こども文化センター	川崎市高津区子母口983番地
川崎市二子こども文化センター	川崎市高津区二子5丁目14番61号	川崎市二子こども文化センター	川崎市高津区二子5丁目14番61号
川崎市梶ヶ谷こども文化センター	川崎市高津区梶ヶ谷6丁目1番地10	川崎市梶ヶ谷こども文化センター	川崎市高津区梶ヶ谷6丁目1番地10
川崎市東高津こども文化センター	川崎市高津区下野毛1丁目3番2号	川崎市東高津こども文化センター	川崎市高津区下野毛1丁目3番2号
川崎市宮崎こども文化センター	川崎市宮前区宮崎1丁目7番地	川崎市宮崎こども文化センター	川崎市宮前区宮崎1丁目7番地
川崎市平こども文化センター	川崎市宮前区平2丁目13番1号	川崎市平こども文化センター	川崎市宮前区平2丁目13番1号
川崎市菅生こども文化センター	川崎市宮前区菅生ヶ丘13番2号	川崎市菅生こども文化センター	川崎市宮前区菅生ヶ丘13番2号
川崎市有馬こども文化センター	川崎市宮前区有馬4丁目5番2号	川崎市有馬こども文化センター	川崎市宮前区有馬4丁目5番2号

改正後		改正前	
川崎市野川こども文化センター	川崎市宮前区野川3, 182番地 1	川崎市野川こども文化センター	川崎市宮前区野川3, 182番地 1
川崎市宮前平こども文化センター	川崎市宮前区宮崎 6 丁目 2 番地	川崎市宮前平こども文化センター	川崎市宮前区宮崎 6 丁目 2 番地
川崎市白幡台こども文化センター	川崎市宮前区白幡台 1 丁目13番地 1	川崎市白幡台こども文化センター	川崎市宮前区白幡台 1 丁目13番地 1
川崎市蔵敷こども文化センター	川崎市宮前区菅生 5 丁目 3 番21号	川崎市蔵敷こども文化センター	川崎市宮前区菅生 5 丁目 3 番21号
川崎市錦ヶ丘こども文化センター	川崎市多摩区栗谷 3 丁目28番 2 号	川崎市錦ヶ丘こども文化センター	川崎市多摩区栗谷 3 丁目28番 2 号
川崎市菅こども文化センター	川崎市多摩区菅北浦 3 丁目11番 1 号	川崎市菅こども文化センター	川崎市多摩区菅北浦 3 丁目11番 1 号
川崎市枳形こども文化センター	川崎市多摩区枳形 6 丁目 3 番 1 号	川崎市枳形こども文化センター	川崎市多摩区枳形 6 丁目 3 番 1 号
川崎市長尾こども文化センター	川崎市多摩区长尾 1 丁目12番 7 号	川崎市長尾こども文化センター	川崎市多摩区长尾 1 丁目12番 7 号
川崎市中野島こども文化センター	川崎市多摩区中野島 4 丁目22番 7 号	川崎市中野島こども文化センター	川崎市多摩区中野島 4 丁目22番 7 号
川崎市三田こども文化センター	川崎市多摩区三田 3 丁目 7 番地 4	川崎市三田こども文化センター	川崎市多摩区三田 3 丁目 7 番地 4
川崎市南菅こども文化センター	川崎市多摩区菅馬場 3 丁目26番 1 号	川崎市南菅こども文化センター	川崎市多摩区菅馬場 3 丁目26番 1 号
川崎市王禅寺こども文化センター	川崎市麻生区王禅寺東 5 丁目32番15号	川崎市王禅寺こども文化センター	川崎市麻生区王禅寺東 5 丁目32番15号
川崎市百合丘こども文化センター	川崎市麻生区百合丘 1 丁目11番地 2	川崎市百合丘こども文化センター	川崎市麻生区百合丘 1 丁目11番地 2
川崎市片平こども文化センター	川崎市麻生区片平 5 丁目25番 1 号	川崎市片平こども文化センター	川崎市麻生区片平 5 丁目25番 1 号

改正後		改正前	
ター		ター	
川崎市東百合丘こども文化センター	川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号	川崎市東百合丘こども文化センター	川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号
川崎市白山こども文化センター	川崎市麻生区白山4丁目2番2号	川崎市白山こども文化センター	川崎市麻生区白山4丁目2番2号
川崎市千代ヶ丘こども文化センター	川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60	川崎市千代ヶ丘こども文化センター	川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60
川崎市虹ヶ丘こども文化センター	川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号	川崎市虹ヶ丘こども文化センター	川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号
川崎市麻生こども文化センター	川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号	川崎市麻生こども文化センター	川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号
川崎市柿生こども文化センター	川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号	川崎市柿生こども文化センター	川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号
川崎市岡上こども文化センター	川崎市麻生区岡上277番地	川崎市岡上こども文化センター	川崎市麻生区岡上277番地

## 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (職員)</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (職員)</p>
<p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員</p>	<p>(1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員</p>
<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>	<p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>
<p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学の学部で、<u>心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）</u>であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>	<p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>
<p>5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人</p>	<p>5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人</p>

改正後	改正前
<p>につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。</p>	<p>につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。</p>
<p>6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。</p>	<p>6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。</p>
<p>7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。 （母子支援員の資格）</p>	<p>7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。 （母子支援員の資格）</p>
<p>第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 （1） 基準省令第28条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。） （2） 保育士の資格を有する者 （3） 社会福祉士の資格を有する者 （4） 精神保健福祉士の資格を有する者 （5） 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの （職員）</p>	<p>第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 （1） 基準省令第28条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 （2） 保育士の資格を有する者 （3） 社会福祉士の資格を有する者 （4） 精神保健福祉士の資格を有する者 （5） 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの （職員）</p>

改正後	改正前
<p>第54条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第38条第2項第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(5) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）</u>に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>ア 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による<u>専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>イ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>ウ 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する</p>	<p>第54条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第38条第2項第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(5) <u>学校教育法</u>に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>ア 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>イ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>ウ 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する</p>

改正後	改正前
<p>課程を修了した者</p> <p>エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第43条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事</p>	<p>課程を修了した者</p> <p>エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第43条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事</p>

改正後	改正前
<p>業に従事したもの</p> <p>(9) <u>教育職員免許法</u>に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の<u>免許状</u>を有する者であって、市長が適当と認められたもの</p> <p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認められたもの</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第96条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 基準省令第82条第3号の規定により都道府県知事が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者<u>(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(4) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u>又は同法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を</p>	<p>業に従事したもの</p> <p>(9) <u>学校教育法</u>に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭<u>となる資格</u>を有する者であって、市長が適当と認められたもの</p> <p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認められたもの</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第96条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 基準省令第82条第3号の規定により都道府県知事が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(4) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を</p>

改正後	改正前
<p>専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(7) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの</p> <p>(8) <u>教育職員免許法</u>に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの</p>	<p>専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(7) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの</p> <p>(8) <u>学校教育法</u>に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの</p>

## 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年12月18日条例第54号</p> <p>(職員)</p> <p>第9条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）によ</p>	<p>○川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年12月18日条例第54号</p> <p>(職員)</p> <p>第9条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) <u>学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）によ</p>

改正後	改正前
<p>る大学を含む。)において、<u>社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いたもの又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>る大学を含む。)において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いたもの又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>